

おokayama建設産業女性ネットワーク規約

(名称)

第1条 本会は、おokayama建設産業女性ネットワークという。

(目的)

第2条 本会は、会員相互が協力して建設産業における女性の就業及び定着を推進し、もって建設業界全体の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建設産業で働く女性の技術・技能向上、情報交換等に関する事業
- (2) 女性が働きやすい労働環境の確保に関する事業
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 岡山県内で建設関連業務に従事する女性
 - (2) 賛助会員 本会の事業に賛同して入会した者（前号に規定する者を除く。）
- 2 本会の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、会長の承認を受けなければならない。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理事 若干名
- 2 本会に、理事会を置く。
- 3 理事は、総会において会員のうちから選出する。
- 4 会長は、理事の互選により選任する。
- 5 副会長は、理事の内から会長が推薦し、理事会の同意を得て定める。
- 6 理事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 補欠により就任した理事の任期は、前任者の残余期間とする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(総会)

第7条 総会は、必要に応じ会長が召集し、議長となる。

2 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(事務局)

第8条 本会の事務を処理するため、岡山県土木部監理課に事務局を置く。

(入会及び退会)

第9条 会員になろうとする者は、入会申込書を事務局に提出しなければならない。

2 会員が退会しようとするときは、その旨を事務局に届けなければならない。

(会費)

第10条 本会は、入会金及び会費を徴収しない。

(その他)

第11条 本規約は、総会の議決を得なければ改正することができない。

2 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、令和6年9月27日から施行する。